平成２１年（再ロ）第１５号

北海道旭川市流通団地４条５丁目21番地の17
キマタユーポＣ号室
再生債務者　石田　義晴
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年２月５日まで
4　一般異議申述期間　平成22年２月19日から平成22年２月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再ロ）第２号

岩手県北上市和賀町長沼６地割111番地１
再生債務者　高橋　新士
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年２月５日まで
4　一般異議申述期間　平成22年２月19日から平成22年３月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（再ロ）第２７号

京都府八幡市男山美桜９番地８　５棟507号
再生債務者　吉田　恭兵
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年２月８日まで
4　一般異議申述期間　平成22年２月12日から平成22年２月18日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１０１１１号

東京都江東区千石１―14―27―504
再生債務者　高瀬　典晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年12月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第３７号

仙台市若林区伊在字屋敷２番地の２　10―２
Ｂ２ＬＬＧ六丁の目中央801
再生債務者　伊澤　　大
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月７日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第８４号

大阪府大東市栄和町２番14号
再生債務者　竹山ゆかり
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第８５号

大阪府大東市栄和町２番14号
再生債務者　竹山　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第２４号

堺市北区百舌鳥本町２丁418番地１―301号
再生債務者　村上　篤司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第９号

徳島市入田町天ノ原239番地の１
再生債務者　田村　伸一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年１月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年１月７日　　徳島地方裁判所民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の教育職員免許状は失効した。
平成 22 年１月 19 日　　沖縄県教育委員会
1　氏名　新屋　　敢　本籍地　沖縄県
⑴　中学校教諭一種免許状（理科）
⑵　高等学校教諭一種免許状（理科）
授与年月日　平成８年３月22日
授与権者　沖縄県教育委員会
2　失効年月日　平成21年９月16日
3　失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

合併公告

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年一月五日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年一月十九日
青森市安方二丁目一番四〇号
（甲）社団法人青森県物産協会
会長　髙橋　俊勝
青森市長島一丁目一番一号
（乙）社団法人青森県ふるさと食品振興協会
会長　角濱　光昭

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年一月十二日に合併後旧主務官庁の認可を得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年一月十九日
青森市中央二丁目一番一五号
（甲）社団法人青森県畜産協会
会長　渡部　　毅
青森市東大野二丁目一番地一五
（乙）社団法人青森県畜産物価格安定基金協会
会長理事　工藤　　信

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年一月十二日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年一月十九日
福井県丹生郡越前町朝日第一七号三番地一
（甲）財団法人越前町朝日公共施設管理公社
理事長　関　　敬信
福井県丹生郡越前町厨第七二号三三五番地
（乙）財団法人越前海遊公園基金
理事長　関　　敬信
福井県丹生郡越前町下河原第三七号一九番地
（丙）財団法人越前町織田公共施設管理公社
理事長　関　　敬信

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年一月十二日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年一月十九日
東京都千代田区一番町一九番地
（甲）財団法人公務研修協議会
理事長　吉藤　正道
東京都千代田区一番町一九番地
（乙）社団法人日本人事管理協会
理事長　尾木　雄

合併公告
左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継し、かつ、名称を「財団法人平塚市文化スポーツ振興財団」として存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年一月十二日に神奈川県知事の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年一月十九日
神奈川県平塚市豊原町二番一四号
（甲）財団法人平塚市開発公社
理事長　落合　晋一
神奈川県平塚市大原一番一号
（乙）財団法人平塚市スポーツ振興財団
理事長　鍵和田政美
神奈川県平塚市見附一五番一号
（丙）財団法人平塚市文化財団
理事長　井上　孝

合併公告
左記法人は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙並びに丙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年一月十二日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年一月十九日
福井県丹生郡越前町朝日第一七号三番地一
（甲）財団法人越前町朝日公共施設管理公社
理事長　関　　敬信
福井県丹生郡越前町厨第七二号三三五番地
（乙）財団法人越前海遊公園基金
理事長　関　　敬信
福井県丹生郡越前町下河原第三七号一九番地
（丙）財団法人越前町織田公共施設管理公社
理事長　関　　敬信